

第 20 号議案

豊川市新田集会場条例の廃止について

豊川市新田集会場条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市新田集会場条例を廃止する条例

豊川市新田集会場条例（平成 19 年豊川市条例第 51 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

---

理 由

この案を提出するのは、施設の利用状況等を踏まえ、公の施設として設置管理する必要性の薄れた豊川市新田集会場を廃止する必要があるからである。